感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書

別紙６表面（記入例）

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症に感染した者  （該当する番号に○をつける。） | １　受講者本人　　２　親族（＊）（受講者との続柄：　　　）  ３　同居人　　　　　　　　　　注）２の親族の場合は、続柄を記載すること。 |
| 診察日 | 令和　　　年　　　　月　　　　　日 |
| 病院名 |  |
| 病院所在地  （電話番号） |  |
| 医師又は担当医療機関関係者から自宅待機が必要と指示された感染症の名称・その指示内容（＊＊）（＊＊＊） | （赤字：記載例）  感染症の名称：新型インフルエンザ  診察時における医師の指示内容：母が新型インフルエンザに感染している又はその可能性が高いことから、私も含めて○日間程度自宅で安静にしたほうがよいと言われました。 |
| ※診療明細書が発行されなかった場合に、受けた診療の内容を記入してください。 | 医師からどのような診察を受けたのか記載する欄。  記載する項目としては、①医師からどのような質問がなされ、②その結果どのような身体所見（視診・聴診等）がなされたのかといった項目を想定。 |
| 上記感染症により訓練を欠席した期間 | 自　令和　　　年　　　　月　　　日  日間  至　令和　　　年　　　　月　　　日 |

＊親族とは民法第725条に規定する親族、すなわち６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族をいいます。詳しくは裏面を御確認ください。

＊＊学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に限ります。

詳しくは裏面を御確認ください。

＊＊＊受講者本人以外の親族又は同居人が感染症に感染し、医師又は担当医療機関から受講者本人も含めて自宅待機が必要と指示された場合は、その親族又は同居人が感染した感染症の名称及び指示された内容を具体的に記載してください。

上記の記載事実に虚偽がないことを申告します。

（訓練施設の長）

　　　　　　　　　　　　　　　殿

令和　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）  受講者氏名 |  |
| 住　所  （電話番号） | （電話番号）　　－　　　－ |
| 教育訓練実施者名  教育訓練施設名  講座名及び指定番号 |  |

※　申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練支援給付金及び教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

＊親族の範囲（６親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族）

別紙６裏面（記入例）

父母

祖父母

本人

曾祖

父母

高祖

父母

高祖父母

の父母

高祖父母

の祖父母

の祖父母

義父母

義祖父母

配偶者

義曾

祖父母

昆孫

来孫

玄孫

曾孫

孫

子

配偶者

配偶者

配偶者

義兄弟

姉妹

義甥姪

義伯叔

父母

高祖父母の兄弟姉妹

従伯叔

祖父母

曾祖

伯叔父母

伯叔

従父母

伯叔

祖父母

再従兄弟姉妹

伯叔

父母

従兄弟

姉妹

兄弟姉妹

配偶者

玄姪孫

曾姪孫

姪孫

甥姪

配偶者

配偶者

従姪孫

従姪

※　太枠は３親等以内

＊＊学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症一覧

○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱　○痘そう　○南米出血熱

○ペスト　○マールブルグ病　○ラッサ熱　○急性灰白髄炎　○ジフテリア

○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）

○中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）

○特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第３項第６号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）

○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）　○百日咳　○麻しん（はしか）　○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

○風しん（三日はしか）　○水痘（みずぼうそう）　○咽頭結膜熱（プール熱）　○結核　○髄膜炎菌性髄膜炎　○コレラ　○細菌性赤痢　○腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157）　○腸チフス　○パラチフス

○流行性角結膜炎　○急性出血性結膜炎その他の感染症（例　感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症）、指定感染症及び新感染症